

淡河町ゾーンバスの更新登録の概要

※下線部が今回変更内容

	前回申請	今回申請	要件
申請者の名称、住所、代表者の氏名	一般社団法人 淡河町地域振興推進協議会 (淡河町木津 54) 代表者：理事長 山崎 昌二	一般社団法人 淡河町地域振興推進協議会 (淡河町木津 54) <u>代表者：理事長 増田 泰樹</u> ※令和 5 年 6 月に国へ届出済	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人 ・ 一般社団法人、一般財団法人 ・ 地方自治法に規定する認可地縁団体 ・ 農業協同組合 ・ 消費生活協同組合 ・ 医療法人 ・ 社会福祉法人 ・ 商工会議所、商工会 ・ 労働協同組合 ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団
運送の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市北区淡河町 ・ 三木市志染町の一部 	前回申請通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域の市町村が主宰する地域公共交通会議等において、協議が調った運送の区域 ・ 発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること
事務所の名称及び位置	淡河宿本陣跡 (淡河町淡河 792-1)	前回申請通り	—
使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ トヨタヴィッツ ・ 日産キューブ 	前回申請通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が自動車の使用権原を有していること ・ ボランティア個人の持込み自動車については、自家用有償旅客運送を実施する間は、申請者が使用権原を有していること
運送しようとする旅客の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淡河町住民及びその親族 ・ 淡河町に存する官公庁、病院その他の公共的施設の利用者 	前回申請通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民 ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者
旅客から収受する対価	1 回 300 円	前回申請通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること ・ 合理的な方法により定められ、旅客にとって明確であること
運転者	5 名	前回申請通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種運転免許が有効な者 ・ 第一種運転免許が有効な者で、国土交通大臣認定講習受講者